秘 密 保 持 契 約 書

　国立大学法人富山大学（以下｢甲｣という。）と　　　　　　（以下｢乙｣という。）は，○○に関する共同研究等の可能性検討（以下「本件目的」という。）を行うに当たり，甲及び乙が相手方に対して開示する秘密情報の取扱いに関し，次の各条によって秘密保持契約（以下｢本契約｣という。）を締結する。

**（定義）**

第１条　本契約において「開示者」とは，本契約に基づき秘密情報を開示した者又は開示する立場にある者をいい，「受領者」とは，秘密情報の開示を受けた者又は開示を受ける立場にある者をいう。

２　本契約において「秘密情報」とは，開示者から開示若しくは提供を受けた技術上又は営業上の情報であって，開示又は提供の際に開示者が秘密と表示した情報をいう。ただし，口頭等による無形の方法で開示するものは，開示の際に秘密である旨を明示し，開示後30日以内に書面化し，受領者に対して通知されたものを対象とする。

**（本件目的の実施期間）**

第２条　本件目的の実施期間は，本契約締結日から本件目的が終了し，共同研究契約等の締結される日又は令和　年　月　日のうち早く到来する日までとする。

**（秘密保持）**

第３条　受領者は，本件目的を実施するに当たり，開示者から開示又は提供を受けた秘密情報について，開示者の事前の書面による同意がない限り，自己の本件目的に関わる研究者，役員及び業務上の必要がある最低限の従業員（以下「関係者等」という。）以外に開示してはならず，本件目的以外に使用してはならない。また，受領者は，開示者から開示又は提供を受けた秘密情報について，関係者等がその所属を離れた後も含め秘密として保持する義務を当該関係者等に対し負わせるものとする。ただし，次の各号のいずれかに該当することを書面により客観的に立証できる情報については，この限りではない。

(１)　開示又は提供を受けた時点で既に自己が保有していた情報

　(２)　開示又は提供を受けた時点で既に公知となっている情報

　(３)　開示又は提供を受けた後，自己の責めによらずに公知となった情報

　(４)　正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報

(５)　秘密情報によることなく独自に開発し又は取得した情報

２　本件目的の内容は，前項に準じて秘密保持されるものとする。

３　前二項の規定にかかわらず，裁判所，検察又は警察の適法若しくは適式な命令，要求及び正式な手続に基づき秘密情報の開示を義務付けられた場合，受領者は，当該命令等に従うために必要な範囲において，当該秘密情報がなお秘密として保持されるよう措置した上で，開示することができる。この場合，受領者は，事前に（事前の通知が不可能な場合は，遅滞なく）開示する部分について開示者に通知するものとする。

４　受領者は，本件目的の終了後，秘密情報を開示者に返還し，又は開示者の同意を得た方法で滅却する。

５　第１項の規定は，第２条の本件目的の実施期間中及び終了日から３年間有効とする。ただし，当該有効期間満了前までに甲乙協議の上，この期間を延長又は短縮することができる。

**（秘密情報の管理及び義務）**

第４条　受領者は，開示された秘密情報について，取扱責任者を定め厳重に管理する。

**（複製の制限）**

第５条　受領者は，本件目的の範囲を超えて秘密情報の一部又は全部を複製してはならない。

**（非保証）**

第６条　開示者は，受領者に対して自らが開示する秘密情報の正確性，完全性その他いかなる事項についても一切の明示又は黙示の保証をせず，当該秘密情報の使用により受領者が被った損害について，その責任を負わないものとする。

**（発明等の取扱い）**

第７条　受領者は，開示された秘密情報に基づいて発明，考案又は意匠の創作等を成したときは，速やかに開示者に書面により通知するものとし，権利の帰属，取扱い等について，別途協議の上，決定する。

**（損害賠償等）**

第８条　受領者は，自己の責めに帰すべき事由により秘密情報を漏洩した場合は，開示者に対する損害賠償責任を負い，当該秘密情報を記載した書類回収等の適切な処置を講ずるとともに，当該秘密情報の漏洩を最小限にとどめるよう善後措置に最善を尽くすものとする。

**（契約の有効期間）**

第９条　本契約の有効期間は，第２条に定める本件目的の実施期間と同一とする。

２　本契約の失効後も，第４条及び第５条の規定は，本契約終了日から３年間有効に存続するものとし，第３条，第７条，第８条及び第11条の規定は，当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

**（協議）**

第10条　本契約に定めのない事項について，これを定める必要があるときは，甲乙協議の上，定める。

**（裁判管轄）**

第11条　本契約に関する訴えについては，甲の所在地を管轄する富山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

　本契約の締結を証するため，本契約書２通を作成し，甲乙記名押印の上，それぞれ１通を保有する。

　　令和　年　月　日

 　　　　　甲　　富山県富山市五福３１９０番地

国立大学法人富山大学

分任契約責任者

研究推進部長

 　　　　　乙